

「こしょう」表示を早急に撤去せよ！ 不当処分、警告書を撤回せよ！

《「平成19年度運営方針」経営協議会開催》

本部は3月29日、経営協議会を開催し、会社から別紙のとおり「平成19年度運営方針」と「平成19年度重点施策と関連設備投資」について説明を受けました。これを受け、萩原委員長は5項目にわたり J R 東海労の認識を明らかにしました。特にリニアに多額の設備投資を行おうとする反面、早急な安全対策をないがしろにするような姿勢や、労使関係の基本である基本協約締結に関して会社の見解を求めました。さらに主任レポートに対する業務指示違反の通告やそれを理由とした処分の撤回、事実反する「警告書」の撤回を強く求めました。

【萩原委員長発言要旨】

1. 労使関係の基本は協約である。団交を積み重ねてきたが未だ基本協約の締結には至っていない。社員運用変更、新人事・賃金制度について、内容的には様々な問題はあるものの、労働組合として判断し妥結を通告した。なぜ会社が基本協約を締結しないのかまったく理解できない。明確な回答を求める。
2. 安全は労使を超えた課題である。マスコミで、踏切の「こしょう」という表示について取り上げられた。J R 東海管内の1800カ所の踏切のうち、誤解されやすい表示はまだ70カ所しか撤去されていない。J R 他社と比べ、取り組みが遅れている。
一方で「リニア」に3500億円を投資するという。葛西会長も新聞で「リニア新幹線を実現する考え」を示している。設備投資をする順序が違わないか。まずは安全を最優先に考え、当面、紛らわしい「こしょう」表示を早急に撤去すべきである。明確な回答を求める。
3. 一部の地方で「主任レポート」を提出しないことを理由に、組合員に対し「業務指示違反」が即発せられ、口頭注意処分が乱発されている。組合員が管理者に質問しても何ひとつ答えられないで、一方的に処分を発することは絶対に認められない。ただちに処分を撤回すること。

4. 2月28日付けで萩原以下5名の組合員に対し処分が出された。この処分は事実に基づいていない。事実関係がはっきりしないのか、あるいは恣意的にデッチ上げたか、である。あらためて事実関係をはっきりさせ、処分を撤回すること。
5. J R 東海労に対し、会社から2件の警告書が出された。ところが勤労課長の印鑑が押されていない。本当に丹羽勤労課長が発したもののなのか明らかにすること。書かれている12月20日の事態については、まったく事実と反するものである。謝罪文を確認する際の労使でのルール化などしていないし、集団で押しかけた事実もない。デッチ上げである。警告書を撤回すること。

【委員長の発言に対する丹羽勤労課長の見解】

1. 基本協約締結については、窓口を通じ再三申し上げている。新人事・賃金制度について妥結の通告を受けたが、「主任レポート」を提出しないことが見受けられる。妥結通告と未提出は首尾一貫していない。明確に見解が示されていない。
2. 「こしょう」表示については、昨年4月13日に回答しているので、新たに回答しない。
3. 「主任レポート」について個別の議論はしない。業務指示違反があると聞いている。管理者が適切に対応し適切な処分をしている。
4. 2月28日付けの処分は、就業規則に基づいて行った。撤回するつもりはない。
- 5 「警告書」は私が出したものである。内容について嘘が多く書いてあるというが、すべて事実に基づいている。撤回するつもりはない。

短時間で十分な議論ができませんでしたが、このように会社の不誠実な態度が明らかになりました。会社の見解を受けてさらに議論し、締結拒否の姿勢について質しましたが、何がなんでも締結しないことを目的にし、議論をかみ合わそうとしませんでした。どんなに立派な運営方針を掲げても労働組合を否定するような対応では、企業としての社会的責務を果たしているとはいえません。

運営方針に関連して、組合員の皆様のご意見をお寄せ下さい。

以 上